

文字が多いけど、  
ぜひ読んでネ!

# 薬剤師の役割、医薬品の種類

『**薬剤師**』を知っていますか？ 医薬品は大きく分けて『**2種類**』あるのを知っていますか？

**薬剤師** (国家資格を持った“薬の専門家”)

薬局やドラッグストアにいます。医薬品は薬剤師が主に取り扱っています。薬剤師以外では医師と登録販売者が扱っています。(登録販売者は都道府県の試験に合格した薬の専門家です)

**医療用医薬品** (病院で医師の診察を受けてから使う医薬品)

医師から渡された**処方せん**を4日以内に薬局に持っていき、薬剤師から説明を受けながら受け取ります。このしくみを**医薬分業**といいます。

**一般用医薬品** (病院に行くほどではない病気やケガの時に薬局やドラッグストアで直接買う医薬品)

薬局やドラッグストアで買うことができる医薬品で、**処方せんは必要ありません**。

しかし買う時は、**薬剤師や登録販売者**に対応してもらいます。

## 医療用医薬品を受け取る時のしくみ「**医薬分業**」とは？

いつでも行ける“**かかりつけ**”(行きつけ)の薬局を患者さんが決められるようにするため、病院で医師から患者さんに処方せんが渡されます。患者さんは渡された処方せんを薬局に持って行き、薬剤師から説明を受けながら医薬品を受け取ります。病院の後に薬局にも行くので、患者さんにとって手間になったり支払いが少し増えますが、**多くの利点があります!**

### ＜**医薬分業の利点、かかりつけの薬局を決める利点**＞

医薬分業の利点は、**薬剤師のチェックによって医師の処方ミスが発見・修正**されたり、**薬剤師から医薬品の使い方や注意点をじっくり説明**してもらえることなどです。

**かかりつけの薬局を決める利点**は、**薬剤師のチェックや医薬品の説明の“質”が上がる**ことです。“質”が上がるのは、なぜでしょうか？

実は、薬局では患者さん一人一人に**「薬歴」**(病院のカルテのようなもの)を作り、患者さんの体質、渡した医薬品の名前・量・飲み方、渡す時に説明したり質問されたこと、体調の変化など治療に関係するいろいろな情報を薬歴に記録しています! 患者さんがかかりつけの薬局を決めれば、その薬局の薬歴に患者さんの情報がたまっていきます。薬剤師は必ず薬歴の記録も確認しているため、情報がたまっていると確認できるが増えるので“質”を上げられるのです。また、薬剤師も患者さんのことを覚えることができ、患者さんの小さな変化に**薬剤師も気づきやすくなります**。

しかし、いつも行く薬局が違くと、**患者さんの情報がたまらないため薬剤師は“質”を上げられず、また患者さんの変化に気づけません**。かかりつけの薬局を決める利点、おわかりいただけましたか？

**安心** **安全**  
**効果的**



医薬品や健康について心配事や相談があれば、処方せんを持っていなくても、**一般用医薬品を買わなくても無料で薬剤師などの専門家に相談できます**。

また2016年には地域住民の健康を積極的に支援する「健康サポート薬局」制度が始まるなど、薬局は今まで以上に身近な存在になってきています。

気軽に相談してくださいね!

《**一出張相談会**— 保健室に薬剤師が来ます》  
おくすりナビ、医薬品や健康などについて、質問・相談がある人は保健室まで!

4月18日 午後4時00分~4時30分

作成・発行元 北陸大学薬学部 准教授(薬剤師) 大柳賀津夫  
金沢大学医薬保健研究域薬学系 教授(薬剤師) 松下良  
金沢大学医薬保健学域薬学類6年生 中川璃子